

令和4年度東京都北区立那須高原学園（指定管理）監査の結果について

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第199条第9項の規定に基づき、令和4年度東京都北区立那須高原学園（指定管理）監査結果を下記のとおり公表する。

令和5年1月4日

東京都北区監査委員	石井	稔
同	佐藤	明充
同	渡辺	かつひろ
同	佐藤	ありつね

記

- 1 監査日時 令和4年11月18日（金） 午前11時
- 2 監査対象 東京都北区立那須高原学園
栃木県那須郡那須町大字湯本206番地377
- 3 監査会場 現地対象施設

4 監査事項及び範囲

主として令和3年度及び令和4年度の監査実施までの期間における財務に関する事務の執行及び施設の管理状況について実施した。

5 監査の主な着眼点

（1）所管課

- ① 事業報告書の点検は適正になされているか。
- ② 委託業務履行の状況を正確に把握し、必要な指示を適切に与えているか。

（2）指定管理者

- ① 施設の管理業務は、適切かつ効率的に行われているか。
- ② 施設の災害対策や防犯対策は万全か。

- ③ 区有財産（物品等）は、適切に管理されているか。
- ④ 事業報告書は適正に作成されているか。（管理業務の実施状況及び利用状況、料金収入の実績や管理経費の収支状況等）
- ⑤ 利用者満足度を把握・分析し、その結果を反映させているか。
- ⑥ 料金収入や施設の管理に関する収支に係る会計処理が適正に行われているか。
- ⑦ 出納関係帳簿の記帳、保存は適正になされているか。
- ⑧ 領収書類の整理、保存は適正になされているか。

6 監査結果

指定管理に係る財務に関する事務及び施設の管理については、おおむね適正に行われていると認められた。

なお、監査報告書に記載するに至らない事項については、指定管理者に対し口頭により注意したので、速やかに対応されたい。